

基礎資料

資料目次

1. 外国人受入れに関する現行の制度……………(P.2)

(1)EPA ……………(P.4)

(2)技能実習 ……………(P.15)

2. 日本再興戦略(抜粋)……………(P.30)

1. 外国人受入れに関する現行の制度

(1). EPA

(2). 技能実習

2. 日本再興戦略(抜粋)

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約71.8万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約13.3万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。

→「高度に専門的な職業」、「大卒ホワイトカラー、技術者」

「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」に大別される。

②身分に基づき在留する者 約31.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらに在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約13.7万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約0.8万人




(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、ポイント制による優遇措置を受ける高度外国人材等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約12.2万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間等以内)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
人文知識 ・国際業務	企画、営業、経理などの事務職 英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で 上記2つの在留資格に同じ
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計 業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究 教育	政府関係機関、企業等の研究者 高等学校、中学校等の語学教師

- ・・・「大卒ホワイトカラー、技術者」
- ・・・「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」
- ・・・「高度に専門的な職業」

※外国人雇用状況届出(平成25年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

1. 外国人受入れに関する現行の制度

(1). EPA

(2). 技能実習

2. 日本再興戦略(抜粋)

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護)

○ 介護福祉士候補者の受入れは、介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

要件

インドネシア（平成20年度～）

「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

フィリピン（平成21年度～）

「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

ベトナム（平成26年度～）

3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）

日本語能力試験N3以上のみ

マッチング

訪日前日本語研修（6か月）

日本語能力試験N5程度以上のみ

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修（6か月）【特定活動】
候補者の就労・研修開始時に最低限必要の目安とされる
「N3」程度の日本語能力習得を目指す

訪日後日本語等研修（約2.5か月）
【特定活動】

受入れ施設（介護施設等）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

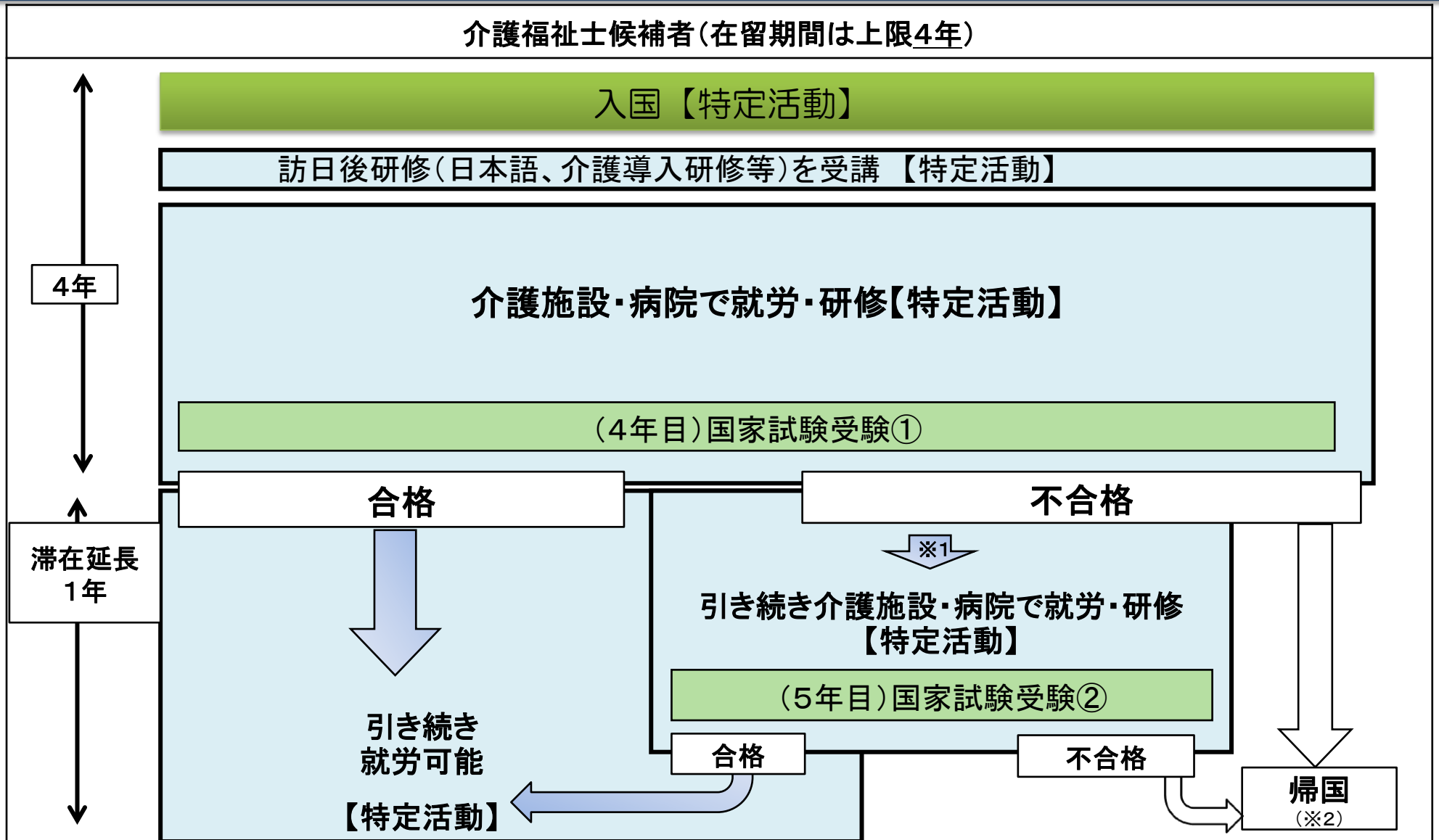
※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ インドネシアの日本語能力要件は、平成26年度より新規要件化

※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



(※1) 現在の水準(6か月)に満たない訪日前日本語研修を受講した候補者(インドネシアは平成23年度まで、フィリピンは平成24年度までに入国した者)であって一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

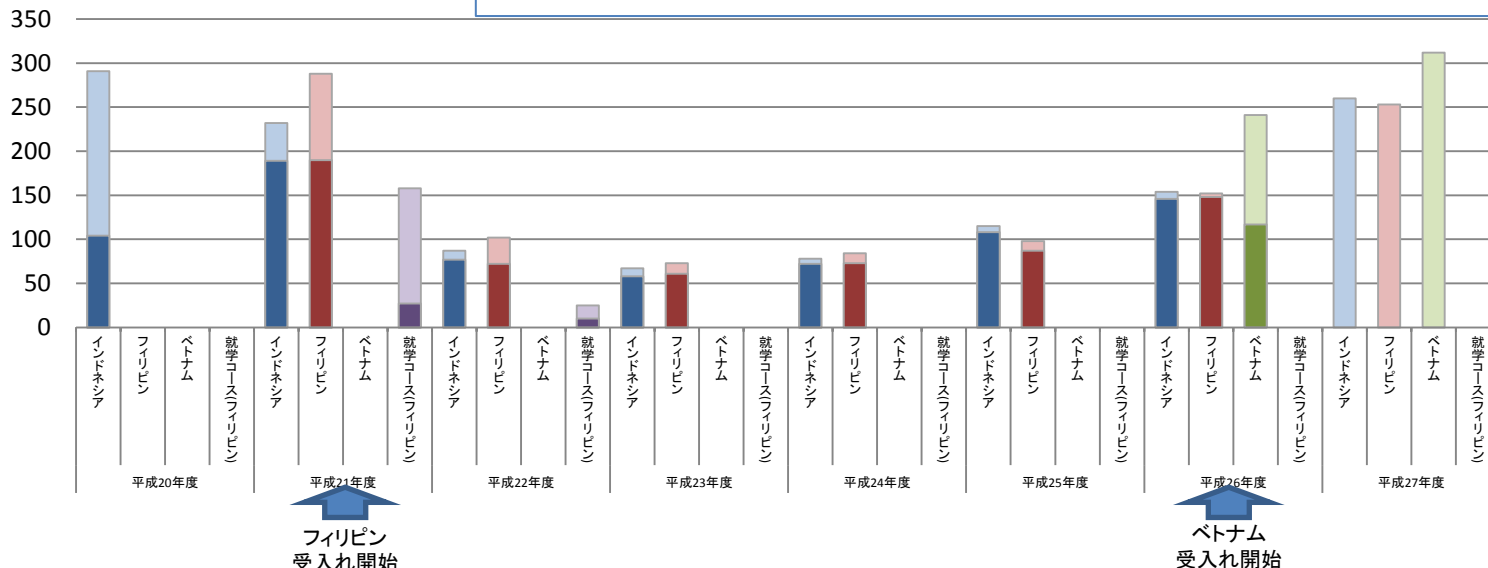
注) 【 】内は在留資格を示す。

受入れ人数等の推移(介護)

○ EPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は1,538人。

(人)

薄い色＝施設からの受入れ希望人数 濃い色＝実際の受入れ人数



		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	累計
インドネシア	受入れ希望人数	291	232	87	67	78	115	154	260	1,284
	受入れ人数	104	189	77	58	72	108	146	-	754
フィリピン	受入れ希望人数	-	288	102	73	84	98	152	253	1,050
	受入れ人数	-	190	72	61	73	87	147	-	630
ベトナム	受入れ希望人数	-	-	-	-	-	-	241	312	553
	受入れ人数	-	-	-	-	-	-	117	-	117
受入れ希望人数合計		291	520	189	140	162	213	547	825	2,887
受入れ人数合計		104	379	149	119	145	195	410	-	1,501
就学コース受入れ希望人数(フィリピン)		-	158	25	-	-	-	-	-	183
就学コース受入れ人数(フィリピン)		-	27	10	-	-	-	-	-	37

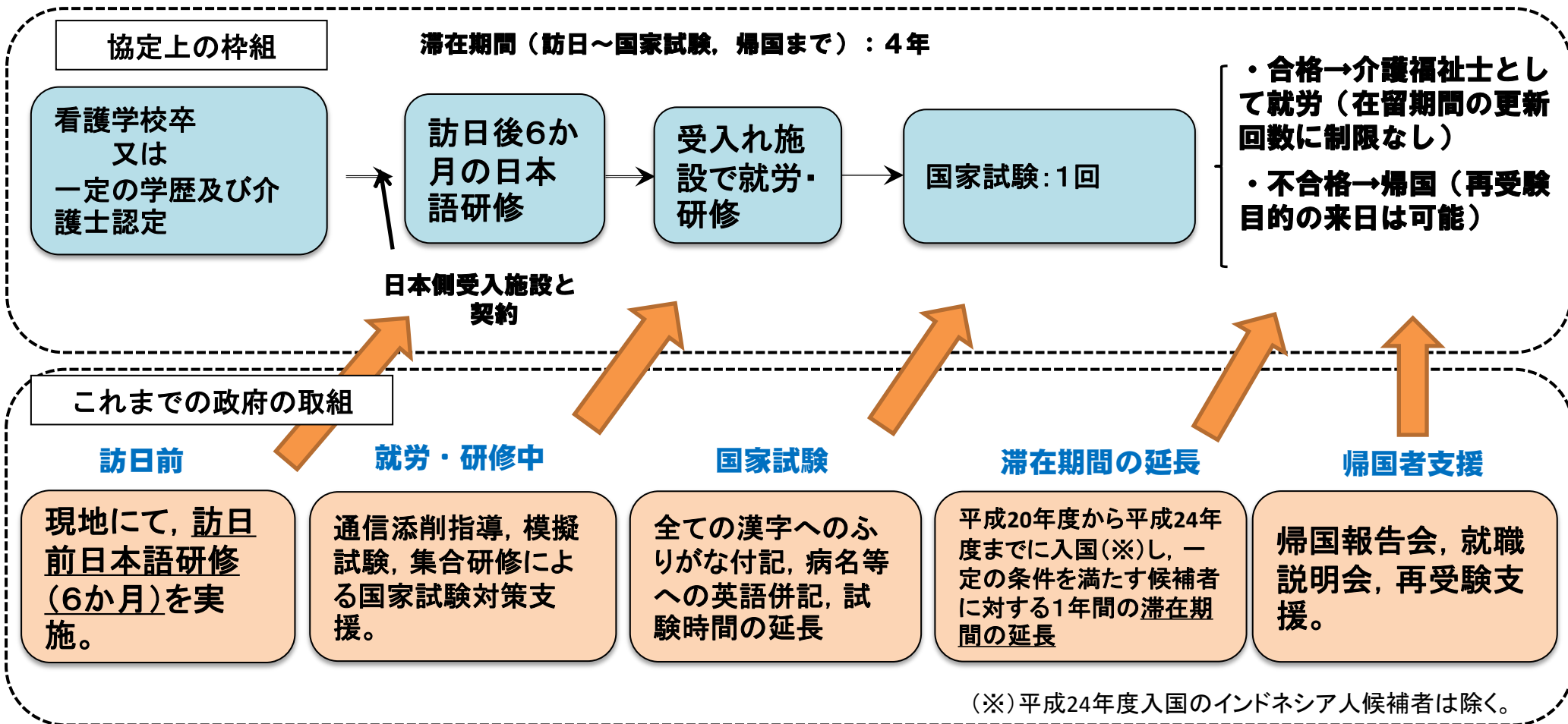
※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初の2年間で600人)。就学コースは平成23年度以降、送り出しが行われていない。

※ 現在就労中の人数は、候補者595人、合格者203人の計798人(平成26年10月時点)

介護福祉士候補者の受入れに関する政府の取組

訪日前、就労・研修中、国家試験及び試験後のあらゆる段階で政府の取組がなされている。

※ 平成26年度から受入れを開始したベトナム人についても、就労・研修中の支援や国家試験の配慮等、同様に実施予定。



介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修（訪日前6か月間）

※平成26年度受入れのベトナム人候補者に対しては、訪日前に12カ月の日本語研修を実施

訪日後

介護導入研修・就労ガイダンス（約10日）
受入れ施設対象就労前説明会
日本語研修（訪日後6か月間）

※平成26年度受入れのベトナム人候補者に対しては、訪日後に2カ月の日本語研修を実施

受入れ施設での就労・研修中

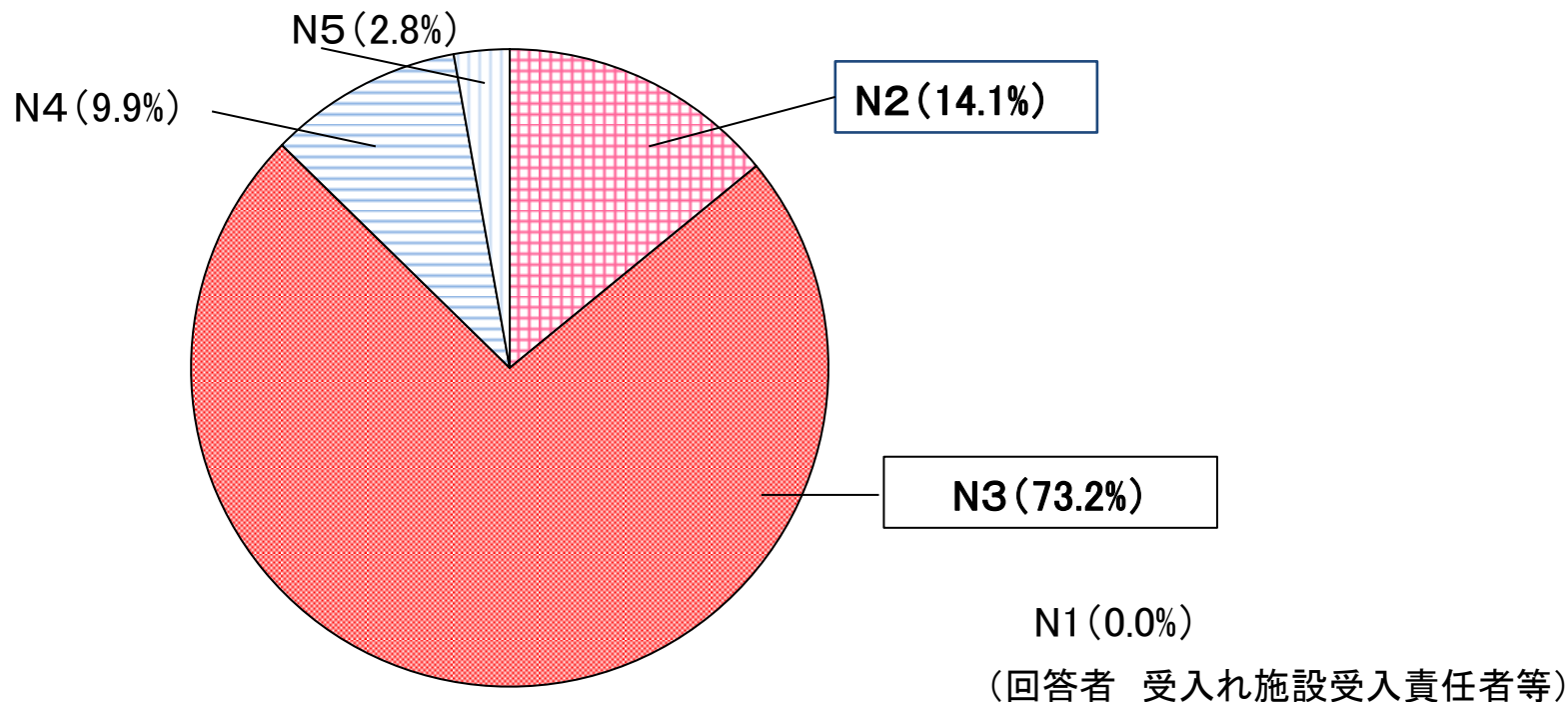
1. 受入れ施設での学習経費の支援（都道府県を通じた助成）
 - 候補者1人当たり年間235千円以内
 - (1) 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣
 - (2) 日本語学校への通学
 - (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加
 - (4) 学習支援に必要な備品購入費
 - 1施設当たり年間80千円以内
受入れ施設の研修担当者への手当 等
2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
 - (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
 - (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導
 - (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置）
3. 国際厚生事業団による受入支援
 - (1) 巡回訪問指導
 - (2) 相談窓口の設置
 - (3) 日本語・漢字統一試験
 - (4) 受入施設担当者向けの説明会
 - (5) 過去の国家試験問題の翻訳（インドネシア語、英語、ベトナム語）版の提供
 - (6) 学習教材の配布（全12冊）（20年度から順次冊数を追加）
 - (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
 - (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示

介護福祉士国家試験受験

全ての漢字へのふりがな付記、疾病名等への英語表記等、
試験時間の延長（1.5倍）

EPA受入れ施設が求める日本語能力

EPA受入れ施設の約9割が、日本語能力試験「N3」レベル以上を求めている。



【参考】日本語能力試験認定の目安について

- ・ N1…幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
- ・ N2…日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N3…日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N4…基本的な日本語を理解することができる。
- ・ N5…基本的な日本語をある程度理解することができる。

国家試験合格者・合格率の推移(1)

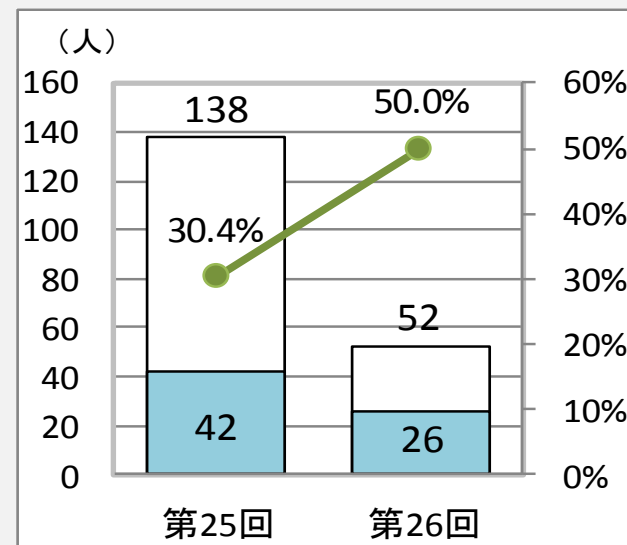
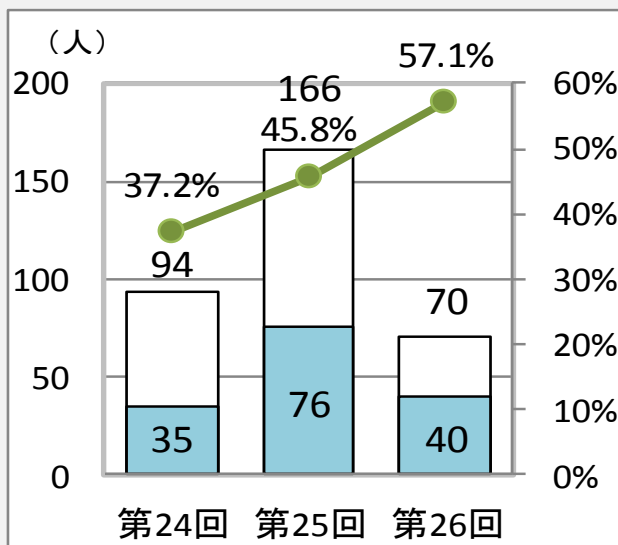
【各国の初受験・再受験別合格者数】

受験者数
 合格者数
 合格率

インドネシア

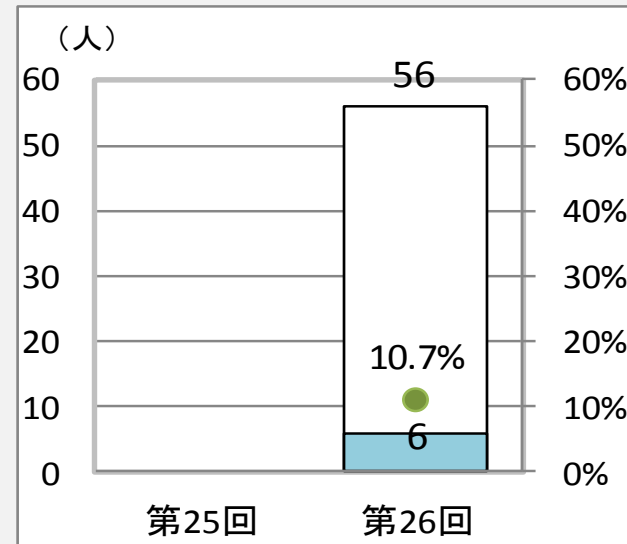
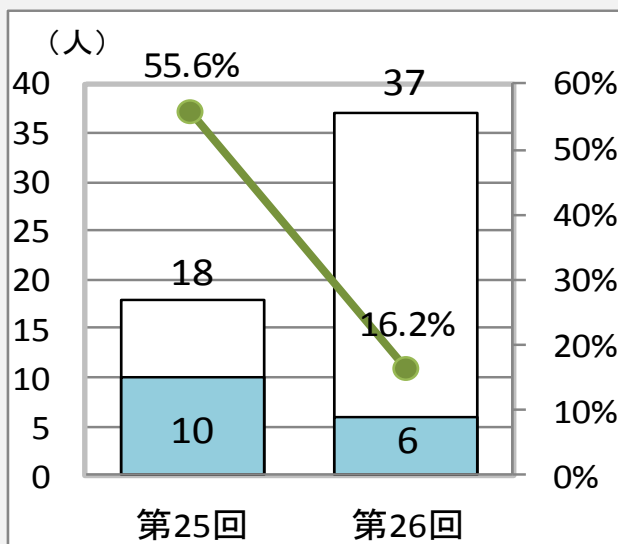
フィリピン

初受験



※この他、第24回ではフィリピン人候補者1名が受験し、合格している。

再受験



国家試験合格者・合格率の推移(2)

【 入国年度別候補者の累積合格率 】

		受験者数 (人)	累積 合格者数 (人)	(内訳)			累積合格率 (%)
				第24回 (H23年度)	第25回 (H24年度)	第26回(H25 年度)	
インドネシア	第1陣(H20年度入国)	94	46	35	10	1	48.9
	第2陣(H21年度入国)	165	80	-	75	5	48.5
	第3陣(H22年度入国)	71	41	-	1	40	57.7
フィリピン	第1陣(H21年度入国)	137	47	1	40	6	34.3
	第2陣(H22年度入国)	52	27	-	1	26	51.9

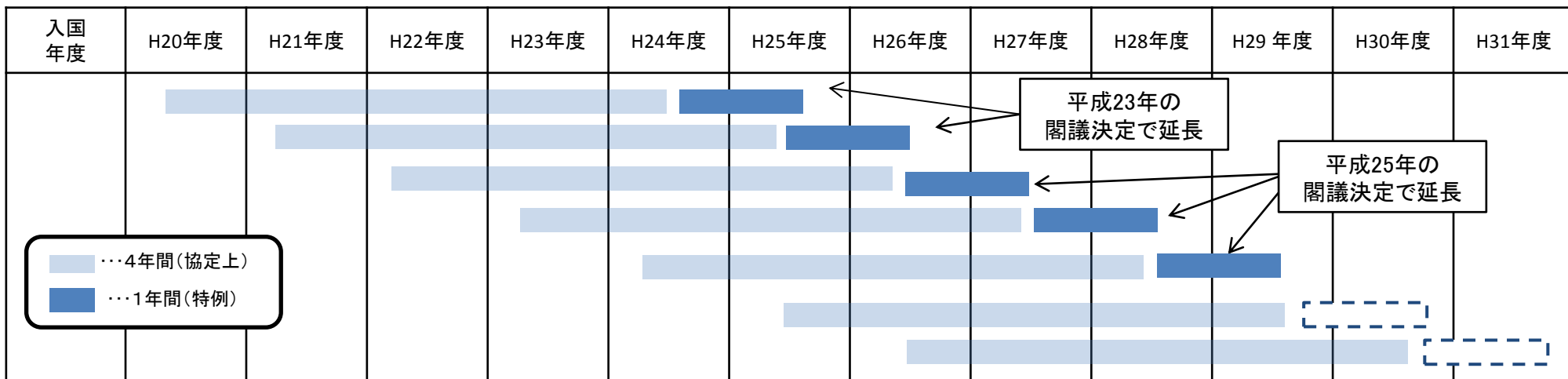
■ …本来の受験年度の者

⋯⋯⋯ …再受験年度の者

////// …EPAによる訪日前に国内で介護の実務経験があり本来の受験年度より早めに受験した者

国家試験不合格者への特例的な滞在期間の延長

○ 現在の水準(6か月)に満たない訪日前日本語研修を受講した介護福祉士候補者(平成20～23年度入国のインドネシア人候補者、平成21～24年度入国のフィリピン人候補者)について、外交上の配慮として、一定の条件(※)で特例的な滞在期間の延長(1年間)を認め、日本での就労・研修を継続しながらの追加的な国家試験の受験機会を提供する。



滞在期間延長のための条件

- 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。
- 候補者本人から次の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- 受入機関により、次の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- 受入機関により、次の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- 滞在期間の最終年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

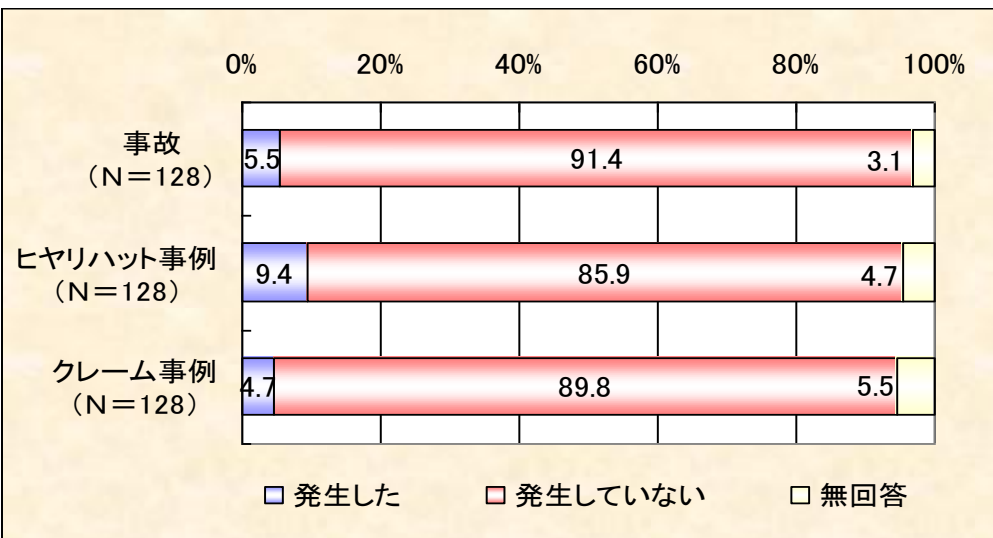
滞在延長条件の一つとなる介護福祉士国家試験の得点基準によるEPA候補者の状況

	前々回 (H24回(H23年度))		前回 (第25回(H24年度))			今回 (第26回(H25年度))		
	尼第1陣	合計	尼第2陣	比第1陣	合計	尼第3陣	比第2陣	合計
国家試験受験者	94人	94人	165人	136人	301人	70人	51人	121人
合格者	35人	35人	75人	40人	115人	40人	26人	66人
不合格	59人	59人	90人	96人	186人	30人	25人	55人
滞在延長基準点以上	47人	47人	78人	81人	159人	28人	23人	51人
(合格者+延長基準以上)/受験者数	87.2%	87.2%	92.7%	89.0%	91.0%	97.1%	96.1%	96.7%

EPA候補者の事故・ヒヤリハット事例・クレーム事例の発生状況

- EPA候補者の事故・ヒヤリハット事例・クレーム事例は、約9割の施設が「発生していない」と回答
- 発生頻度を候補者と同程度の勤務経験を有する日本人職員と比較すると、EPA候補者の方が高いという傾向は見られない

【発生状況】



【発生頻度】

候補者と同程度の勤務経験を有する日本人職員と比較

【発生頻度】	事故		ヒヤリハット事例		クレーム事例	
	件数	%	件数	%	件数	%
非常に多い	0	0.0	0	0.0	0	0.0
やや多い	1	14.3	1	8.3	2	33.3
変わらない	3	42.9	7	58.3	1	16.7
やや少ない	0	0.0	2	16.7	1	16.7
非常に少ない	3	42.9	0	0.0	1	16.7
どちらとも言えない	0	0.0	1	8.3	1	16.7
無回答	0	0.0	1	8.3	0	0.0
全体	7	100.0	12	100.0	6	100.0

【具体的な内容】

事故	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレで移乗介助時、利用者の頭を壁にぶつけてしまったが、利用者にケガはなかった ・利用者を着座させようとして、座面に臀部が十分に乗っておらず、前方へずれ落ち転倒した
ヒヤリハット事例	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳間違い ・見守りが足りず、利用者が車椅子から滑り落ちそうになっていた
クレーム事例	<ul style="list-style-type: none"> ・伝えた事が正しく伝わっているか不安に感じる(返事がない、何でも「はい」と言う等) ・入所者が話している方言の意味が分からずクレームとなった ・ご利用者様のご家族に対する言葉遣いが馴れ馴れしい

【出典】みずほ情報総研株式会社「経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者受入れ施設の配置基準に関する調査・研究報告書」(平成25年3月)

1. 外国人受入れに関する現行の制度

(1). EPA

(2). 技能実習

2. 日本再興戦略(抜粋)

1 制度の概要・役割分担

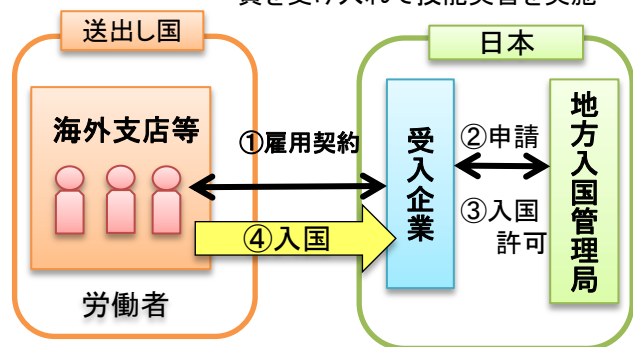
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約15万人在留している。

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

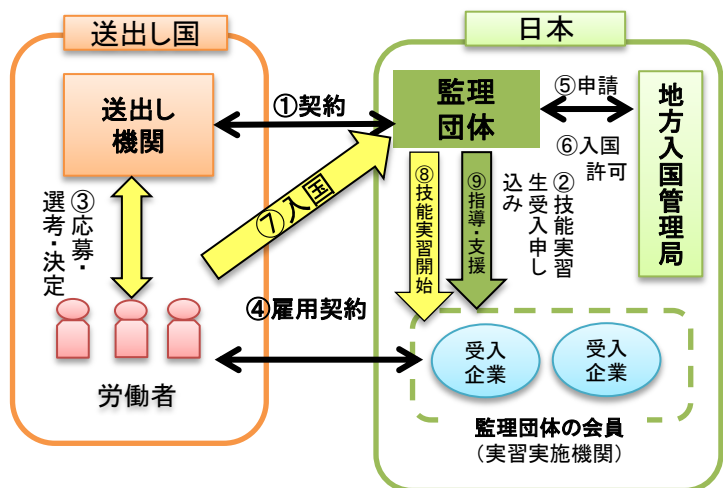
【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

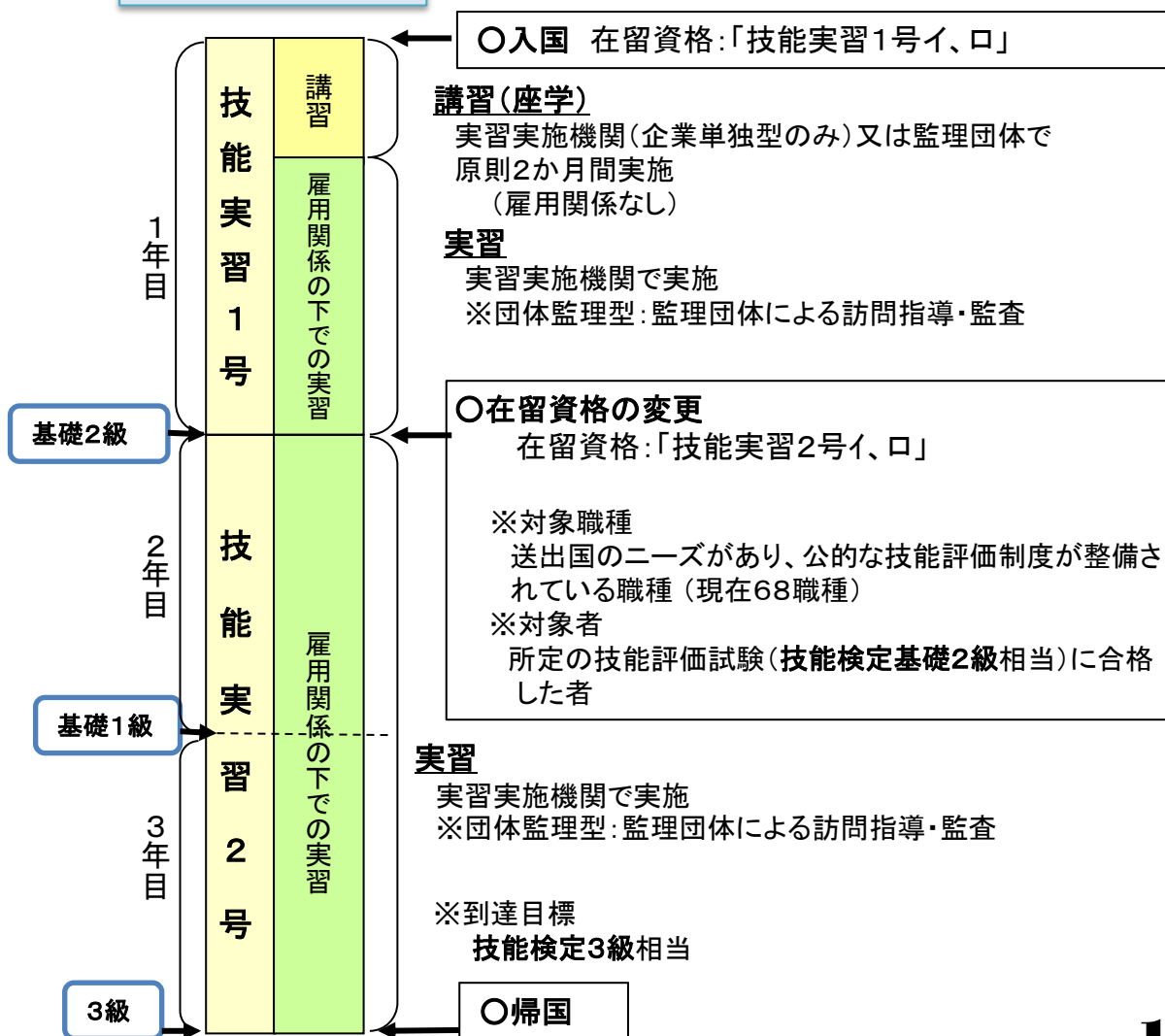


【団体監理型】

非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習2号移行対象職種 (平成26年4月現在 68職種126作業)

1 農業関係 (2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業*	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係 (21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
建設機械施工*	締固め作業

4 食品製造関係 (7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	水産練り製品製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

5 繊維・衣服関係 (11職種20作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合燃糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (10職種22作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
	圧力鑄込み成形作業
	バッド印刷作業

(注) *の職種は(公財)国際研修協力機構(JITCO)認定職種

団体監理型による技能実習の概要

団体監理型での受入れが認められる団体（営利を目的としない団体）

商工会議所又は商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人及び公益財団法人、法務大臣が個別に告示した団体

「講習」について

○ 実習実施機関との雇用契約に基づいて技能等修得活動を実施する前に、本邦で一定期間以上、講義形式の講習の実施を義務付け

「講習」で修得する内容

日本語 修得技能に関する知識 生活一般に関する知識

技能実習生の法的保護に必要な情報(労働関係法令、入管法令など)(※)

※ 専門的な知識を有する外部講師が行うものに限る

など

「講習」を実施すべき時間数

技能実習1号口での活動時間全体の1/6以上 → 技能実習1号の活動時間が1年の場合 **2か月**

海外の公的機関又は教育機関で1か月以上かつ160時間以上の事前講習を行っている場合 → 技能実習1号の活動時間が1年の場合 **1か月**

受入れ人数枠

下の表の範囲内で、かつ、実習実施機関の常勤職員の総数を超えない人数

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
50人以下	3人

(注1) 常勤職員に、外国にある事業所に所属する常勤職員及び技能実習生を含まない。

(注2) 上記の受入れ人数枠の例外

- 職業訓練法人(社団かつ実習実施機関が中小企業者である場合を除く)による受入れ
- 公益法人(開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものを除く)による受入れ
- 農業を営む実習実施機関において、農業法人以外で受け入れる場合
- 漁業協同組合の監理の下で、船上における漁業を営まない法人以外の実習実施機関に受け入れる場合
- 漁業協同組合の監理の下で、漁船に乗船して行われる技能実習の場合

常勤職員の
1/20

2人以内

1隻につき
2人以内

団体監理型受入れの概要図

監理団体

監理団体による監査及び地方入国管理局への報告(3月に1回以上)

技能実習生からの相談に対応する体制の構築(相談員の配置等)

実習実施機関での技能実習継続が困難な場合に
新たな実習実施機関の確保に努めること

監理費用を徴収する場合は金額及び使途を明示すること
(技能実習生及び送出し機関への負担禁止)

講習の実施
講習施設の確保

技能実習実施機関に赴き
実施状況の確認・指導
(1月に1回以上)

技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告

帰国担保措置(技能実習生の帰国旅費の確保等)

講習の実施状況に係る文書の作成及び保管

監理団体による監理

技能実習1号口(1年目)

技能実習2号口(2年目)

技能実習2号口(3年目)

《企業での技能等修得活動》

《技能実習2号イ移行対象職種について企業での技能実習》

《講習》

2か月

技能検定
基礎2級等合格

《現在、移行対象職種は68職種》

雇用契約締結

実習実施機関との労使関係(労働関係法令適用)

実習実施機関

技能実習生用の宿泊施設の確保(監理団体も可)

労働者災害補償保険等の措置(監理団体も可)

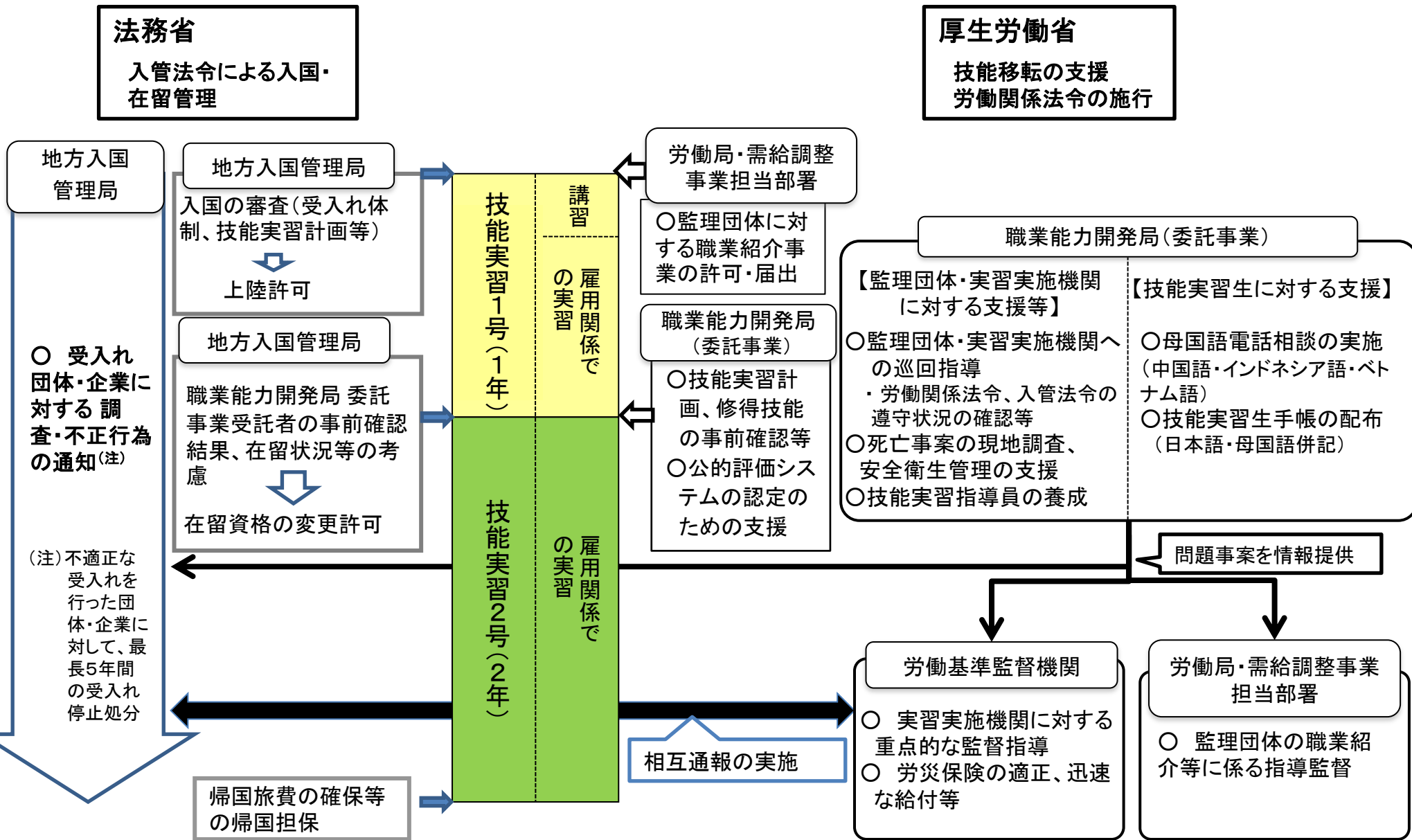
日本人が従事する場合に受ける報酬と
同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結

技能実習指導員の配置(5年以上の経験を有する常勤職員)

生活指導員の配置

技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管

技能実習制度における役割分担

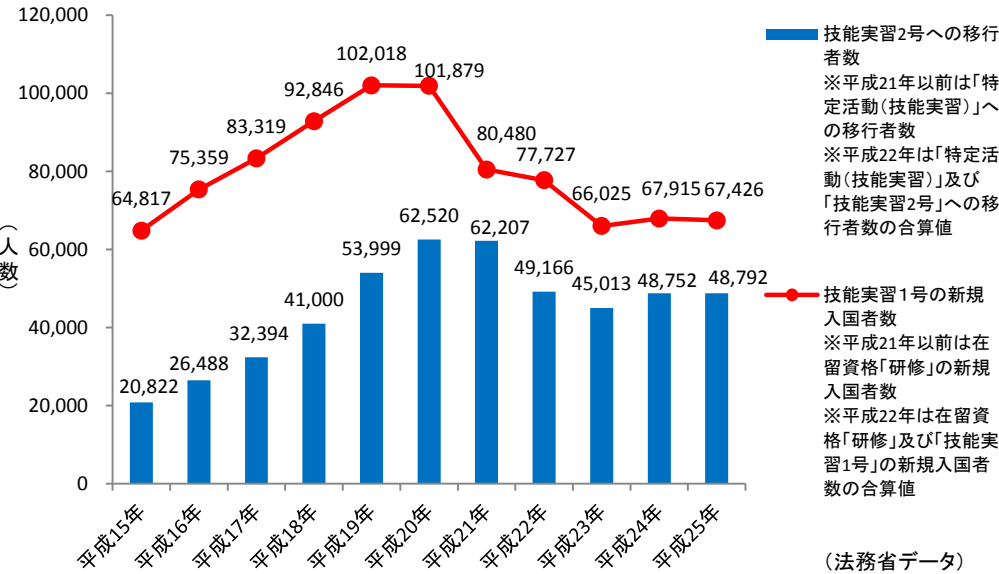


技能実習制度の現状

1 技能実習1号の新規入国者数、技能実習2号への移行者数は、東日本大震災の影響及び経済情勢の悪化により減少している。
(平成25年:「技能実習1号」入国者約6万7千人、「技能実習2号」への移行者約4万9千人)

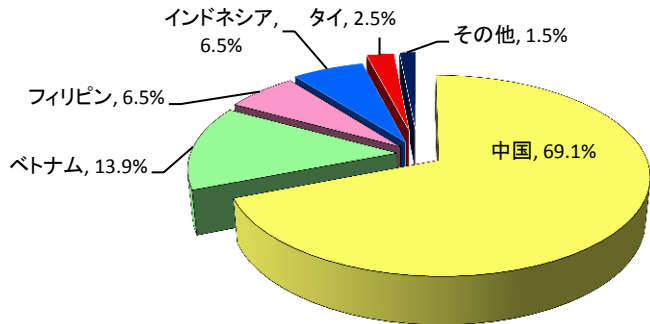
平成25年末の技能実習生の数は、155,214人

※「技能実習1号」及び「技能実習2号」の在留資格による総在留外国人数の合計

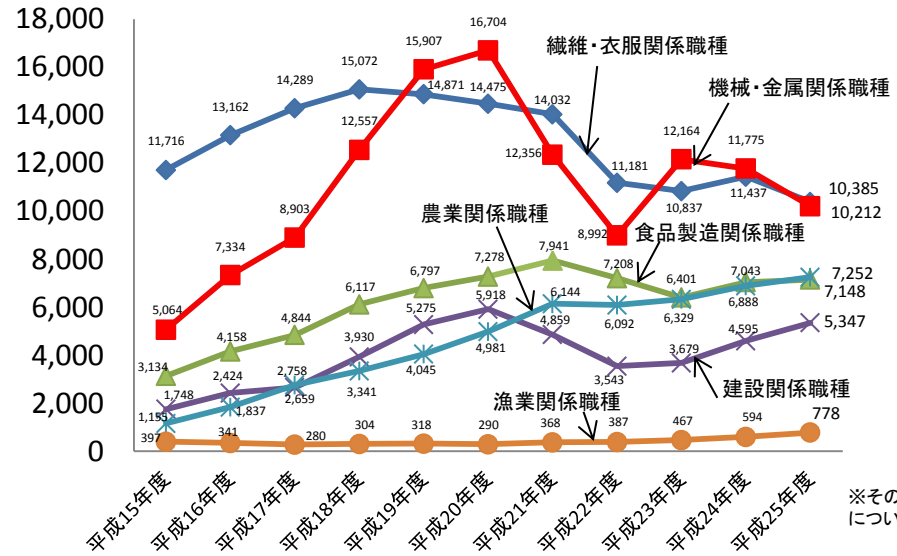


2 受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン

平成25年 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)

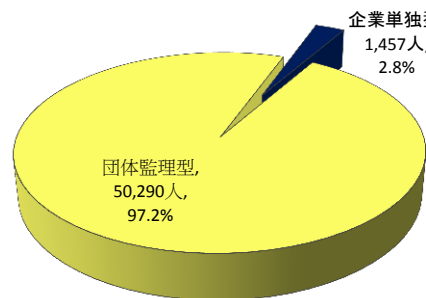


3 全体で68職種あり、受入人数の多い職種は、
①繊維・衣服関係 ②機械・金属関係 ③農業関係

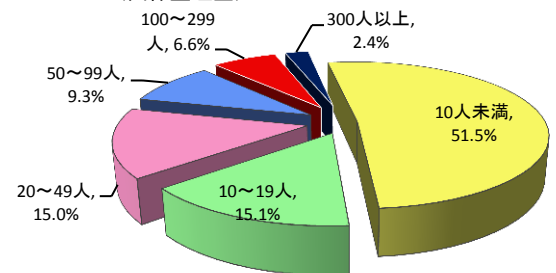


4 団体監理型の受入れが97.2%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成25年度 技能実習移行申請者数受入機関別構成比



平成25年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



(JITCOデータ)

※ 技能実習制度については、見直しが行われ、現行制度は改正入管法の施行に伴い、平成22年7月1日から施行されている。JITCOデータの平成21年度までの数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」への移行申請者数、平成22年度以降の数は「技能実習2号」への移行申請者数に基づいている。

2 技能実習の対象技能等、2号移行職種追加の要件など

①単純作業ではないこと

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。〈法務省上陸基準省令〉

②送出し国の実習ニーズに合致すること

- 技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であること。
〈法務省上陸基準省令〉
- 技能実習生が帰国後、我が国において修得した技能等を活かすことが予定されていること。〈法務省上陸基準省令〉

③実習の成果が評価できる公的評価システムがあること（技能実習2号移行の要件）

- 対象技能等に係る公的評価システム（技能検定その他これに準ずる検定又は試験（※））があること〈法務省変更基準省令〉
 - ※ 技能検定に準ずる検定又は試験は、有識者による公的評価システム認定会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の上認定し、公表することとしている。〈厚生労働大臣公示〉
（参考）68職種126作業のうち、15職種43作業が公的評価システム認定会議により認定されたもの。

※法務省上陸基準省令：出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令

法務省変更基準省令：出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令

厚生労働大臣公示：「技能実習制度推進事業運営基本方針」（平成5年4月5日厚生労働大臣公示）

現在の技能実習2号移行対象職種の新規認定について

業所管官庁へ相談

- ・業として2号移行対象職種へ追加することについての是非
- ・業界内で意思統一されているかどうか等

厚生労働省外国人研修推進室へ相談

【技能実習対象職種の要件】

1. 単純作業ではないこと
2. 送出国の研修・実習へのニーズがあること
3. 実習の成果が評価できる公的評価システムがあること

既存の枠組み(技能検定、既存の公的評価システム)で対応できるか？

できる

既存の技能実習の入国手続き

できない

技能検定職種の範疇か？

※判断が困難な場合は、能力評価課へ相談

範疇である

技能検定職種の基礎級創設について、厚生労働省能力評価課へ相談

範疇でない

業界団体による新たな公的評価システムの構築

【新システムに求められる要件】

1. 試験実施機関の適格性
2. 職種としての適格性
3. 基となる日本人向け評価システムの適格性
4. 評価の内容及び評価基準に係る適格性
5. 他の評価制度との調整

日本人向け評価システムがない

業界団体が試験実施機関として
日本人向け評価システムの作成・試行運用

日本人向け評価システムがある

日本人向け評価システムについて業所管省庁の承認取得

技能実習生向け評価システムの整備、申請(申請書類の提出)

厚生労働大臣公示に基づく公的評価システム認定会議において審議

認定

技能実習2号移行対象職種として新規認定

現行の公的評価システム認定の基準

1 試験実施機関の適格性の要件

- ① 特定の職種・作業に従事する者全般を対象とする当該職種・作業に係る技能の評価を実施している団体であること。
- ② 対象職種・作業を専門とする者又は法人が組織する営利を目的としない団体であること。
- ③ 対象職種・作業の技能評価試験実施機関として、我が国の全域及び当該職種・作業に係る全ての作業を網羅していること。
- ④ 法律や定款上、技能評価試験の実施が可能であること。
- ⑤ 員外利用制限等がないこと。
- ⑥ 公的評価システムの継続実施が可能な財務基盤を有すること。
- ⑦ 公的評価システムの継続実施が可能な組織を有すること。
- ⑧ 公的評価システムの実施・運営にかかる事務を、試験実施機関に所属する役員又は職員が自ら行うこと。
- ⑨ 公的評価システムの継続実施のための施設・設備・専門家を確保する能力を有すること。
- ⑩ 営利を目的として公的評価システムを行うものではないこと。
- ⑪ 公益財団法人国際研修協力機構(以下「機構」という。)及び実習実施機関の要請に応じ、適切な時期(随時)に公的評価システムの実施が可能であること。
- ⑫ 機構及び実習実施機関の要請に応じ適切な場所(全国)で公的評価システムの実施が可能であること。(出先機関又は協力機関、評価に当たる者の確保等)
- ⑬ 評価に当たる者の選任の方法が適切かつ公正であること。(原則として公的評価システムの評価を受ける者の雇用される企業の役職員が、技能評価課題の作成又は技能評価に携わっていないこと。なお、企業の役職員が携わる場合には、秘密事項を明確にする等措置を講ずること。)
- ⑭ 技能実習制度に係る監理団体又は実習実施機関ではないこと。

2 公的評価システムの対象職種・作業としての適格性の要件

- ① 技能実習生送出国のニーズに合致した職種・作業であること。
- ② 出入国管理及び難民認定法及びその他の法令上認定に適さない職種・作業でないこと。
- ③ 日本における当該職種等に係る技術・技能等が、技能実習生送出国より優位にあること。
- ④ 評価する技能に関し、等級区分及び受験資格の設定が可能であること。

4 技能実習生向け評価の内容及び評価基準に係る要件

- ① 技能実習制度の目的にかなう水準での技能、技術及び知識を評価するものであること。
- ② 評価には、学科と実技の双方を含むこと。
- ③ 出題は、日本語によることとし、内容は通常の技能実習生の日本語能力からみて妥当なものであること。
- ④ 技能実習制度に係る通常の技能実習期間に対応したものであること。
- ⑤ 技能実習制度の目的にかなう、技能実習の内容に対応したものであること。
- ⑥ 評価対象職種・作業についての一般的な作業方法が勘案されたものであること。
- ⑦ 客観的かつ公正な評価であること。
- ⑧ 前年度に実施した試験問題の一部又は全部及び技能評価試験の受験に必要な事項について公表することができること。

3 基となる一般向け評価システムの要件

- ① 基となる一般向け評価システムが継続的に実施運営されていること。
- ② 当該職種を所管する省庁が承認する公的評価としての位置付けにあること。
また、我が国の当該職種等に携わる者及び当該職種等に係る業種に属する企業の大部分が、標準的な技能評価試験であることを認めていること。
- ③ 一般向けの評価実施の実績があること(作業毎に複数回実施の実績)。
- ④ 技能評価試験の内容と評価基準が適切であること。
- ⑤ 技能実習生を対象とする公的評価システムに活用できること。

5 他の評価制度との調整に関する要件(職種が競合しない・水準が同程度)

- ① 技能検定との調整がなされていること。
- ② 既存の移行対象職種・公的評価システムとの調整がなされていること。
- ③ その他関連する技能評価等との調整がなされていること。

3 技能実習制度の見直し

第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会 「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」(26年6月10日)概要

○基本的考え方

技能等の修得・移転を確実に達成する受入れ機関についてのみ受入れを認め、あわせて、技能実習生の人権保護の強化や監理団体の監理体制の強化及び関係機関による監視体制の構築等を目指し、技能実習制度から不適正団体を排除する

○現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆技能等の修得・移転

- ・実習修了時の技能評価試験受験の義務がなく効果測定が不十分

☆監理団体による監理及び公的機関による監視

- ・法令上、監理団体の体制等に関する規定がなく監理団体による指導・監督が不十分
- ・JITCOについて、法的根拠があいまいで、強制権限に基づかない調査・指導しか行えず実効性に限界がある
- ・悪質な受入れ機関に対するサンクションが不十分

☆技能実習生に対する人権侵害行為等への対応

- ・賃金不払い等の労働関係法令違反や技能実習生に対する人権侵害等への保護体制が不十分
- ・相談体制が十分ではなく、技能実習生が申告しにくい状況
- ・雇用主を自由に変更できず、不適正な受入れ機関からの移籍への支援が不十分

☆送出し機関

- ・違約金や保証金の徴収など、送出し機関の不正に対しては国内の適正化だけでは不十分

☆実習期間

- ・最大3年間とされ、期間延長や再技能実習は認められていない

☆受入れ人数

- ・実習実施機関の常勤職員数に応じた人数枠(常勤職員数50人以下は3人、51人～100人は6人等)となっている

☆対象職種

- ・多能工化、技術進歩や送出し国の産業発展等に十分対応できていない

○見直しの方向性

確実な技能等の修得・移転(制度趣旨・目的の徹底)

- ・実習修了時の技能評価試験の受験の義務化

監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化

- ・監理団体の義務・責任を明確化し、一定数の外部理事・監事設置又は外部監査導入の義務化
- ・行政機関の監視体制強化、行政機関を補完する機関の位置付けの明確化により、政府が一貫して厳正な指導・監督を行う体制整備
- ・罰則の整備や不適正な監理団体等の名称の公表の検討

技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化

- ・人権侵害等を行った受入れ機関に対し、人権侵害の程度に応じて新たな罰則も含めて検討
- ・通報窓口機能の充実・強化
- ・不適正な実習実施機関から他の機関へ転籍できる仕組みの構築

送出し機関への規制の実効性の強化

- ・送出し国政府による送出し機関規制強化のための2国間協定の締結を検討。あわせて、特定国に集中していることの適否の検討

実習期間の延長(又は再技能実習)

- ・優良な受入れ機関で一定の要件を満たす技能実習生へ、2年程度の実習期間の延長又は再技能実習

受入れ人数の上限の見直し

- ・常勤職員数に応じた区分について、よりきめ細かい人数枠の設定
- ・優良な受入れ機関への付加的な人数増を認める

対象職種の拡大

- ・多能工化や技術進歩、送出し国の産業発展等に即した職種の追加
- ・介護等の分野の2号移行対象職種の拡充

技能実習制度の見直しについて

背景

- 実習実施機関等による入管法令や労働関係法令違反が発生していることに加え、米 국무省等、国内外から技能実習制度について批判がされている。
- 一方、対象職種の拡大、実習期間の延長等の制度の拡充に関する要望が寄せられている。

日本再興戦略改訂2014（6月24日閣議決定）における見直し内容

管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充

1 管理監督体制の抜本的強化策のポイント

- ① 賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生を踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立
- ② 送出国との政府間取り決めの作成
- ③ 監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化
- ④ 新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置
- ⑤ 業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会(仮称)の設置

①～④ 2015年度中の新制度への移行を目指す

2 拡充策のポイント

- ① **対象職種の拡大**
 - (1) 国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加
 - (2) 介護分野はEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れ等との関係整理や日本語要件等の質の担保サービス業特有の観点を踏まえて検討
 - (3) 全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加を検討
- ② **実習期間の延長(3年→5年)**
 - ・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認める
- ③ **受入れ枠の拡大**
 - ・ 監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める

①(1) 随時

①(2) 年内を目処に検討・結論

②③ 2015年度中の施行に向けて所要の制度的措置を講じる

新たな法律に基づく技能実習制度管理運用機関の設置について

背景

「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置をはじめとする管理監督体制の抜本的強化を図るべく、平成27年度中の新制度への移行を目指すこととされている。

新法人(取締機関)を設置する

新法人の業務（案）

- 監理団体の許可・取消
- 優良な監理団体・実習実施機関の認定・取消
- 監理団体等の指導・監督（報告徴収、立入検査等）
- 技能実習計画の認定・取消
- 人権を侵害された実習生の保護
- 監理団体・実習実施機関等のデータベース管理

※JITCOにおける巡回指導は廃止。

新法人の在り方（案）

新法人は監理団体への許可及び取消権限の付与や立入検査権限の付与と違反事項の告発行為など行政機関に準じた機能を持つことから、**法律に基づく公法人**とする。

新法人の体制（案）

取締業務等を確実に実施するために必要な体制を構築する。

本部（80人程度）、地方事務所（13か所・250人程度）

- 業務量
イメージ
- 監理団体（約2,000団体）への立入検査を年1回実施
 - 実習実施機関（約3万事業場）への立入検査を実施（約3年間で全数を網羅）

1. 外国人受入れに関する現行の制度

(1). EPA

(2). 技能実習

2. 日本再興戦略(抜粋)

介護分野における外国人労働者の受入れ

「日本再興戦略」改訂2014(抜粋) (平成26年6月24日 閣議決定)

(外国人技能実習制度の見直し)

○対象職種の拡大

現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることを見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する。

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。